



# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付  
第1巻 第1号

2013年10月(第19号)

朝晩冷え込む日が多くなりましたが、日中は秋らしい気持ちのいい陽気が感じられますね。

「事務所だより10月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

## この号の内容

- 1 教育訓練給付金制度をご存じですか？
- 2 特別支給の老齢厚生年金の手続き
- 3 年末調整の準備を始めましょう。
- 4 当事務所から

## 教育訓練給付金制度をご存じですか？

教育訓練給付金制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから受給することができます。制度の概要をご紹介しますので利用してみたいかどうか、

### ■支給対象者

①雇用保険の一般被保険者（対象教育訓練の受講を開始した日において雇用保険の一般被保険者である方のうち、加入期間が原則3年以上ある方）

②雇用保険の一般被保険者であった方（受講開始日において一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ加入期間が原則3年以上ある方）

\*①、②とも初めて教育訓練給付の支給を受ける場合は、加入期間が1年あれば可。

### ■支給額

対象教育訓練を受けて終了した場合、その受講のために受講者本人が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20%に相当する額がハローワークより支払われます。ただし、20%に相当する額が、10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。



【詳しい内容はこちらをクリック】

[https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html)

## 特別支給の老齢厚生年金の手続き

特別支給の老齢厚生年金は老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方であって、厚生年金保険の加入期間が1年以上ある方に60歳から65歳になるまでの間支給されます。受給するためには各自で手続きが必要です。

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方とは、①厚生年金保険や共済組合に加入していた期間、②国民年金保険料を納めた期間及び納付を免除された期間、③国民年金第3号被保険者であった期間、④学生納付特例や若年者納付猶予が認められた期間、⑤合算対象期間（いわゆるカラ期間）を合計して25年間(300月)以上の加入期間のある方です。

手続きは年金事務所で行います。年金請求書（日本年金機構から年金受給権が発生する3か月前に本人あて郵送されます。または年金事務所でも入手できます）と年金手帳、住民票などの添付書類を準備して手続きします。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5114>



## 年末調整の準備を始めましょう

今年もまもなく年末調整を行う時期となります。年末調整は賞与や毎月の給与の支払いの際に源泉徴収した税額と、その年に納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続きで、所得税の源泉徴収の総決算ともいえるべき、とても大切な手続きです。

今年の主な変更点は、①復興特別所得税の源泉徴収（給与、賞与、退職手当、報酬）②給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額が245万円の定額になったなどがあります。

保険料控除証明書や住宅ローン残高証明書など提出書類が多いですから早めの準備で漏れのないように行いたいものですね。

### 当事務所から



事務所日より10月号はいかがでしょうか。  
寒い時期になると、風邪やインフルエンザなどが流行ってきますね。最近では電車の車内で咳、くしゃみをする人、マスクをしている人を多く見かけます。私も油断をしていたら、早速ウイルス性の風邪をひいてしまいました。皆様もどうぞお気を付けくださいね。

### 藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号  
（社会保険労務士法人アシスト 21内）

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email [mayfujii@sr-fujiioffice.com](mailto:mayfujii@sr-fujiioffice.com)

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー  
藤井真由美